

公認会計士・監査審査会の 方向性と課題

-25年度監査法人検査方針と資本市場との関連で-

金融庁

公認会計士・監査審査会事務局長

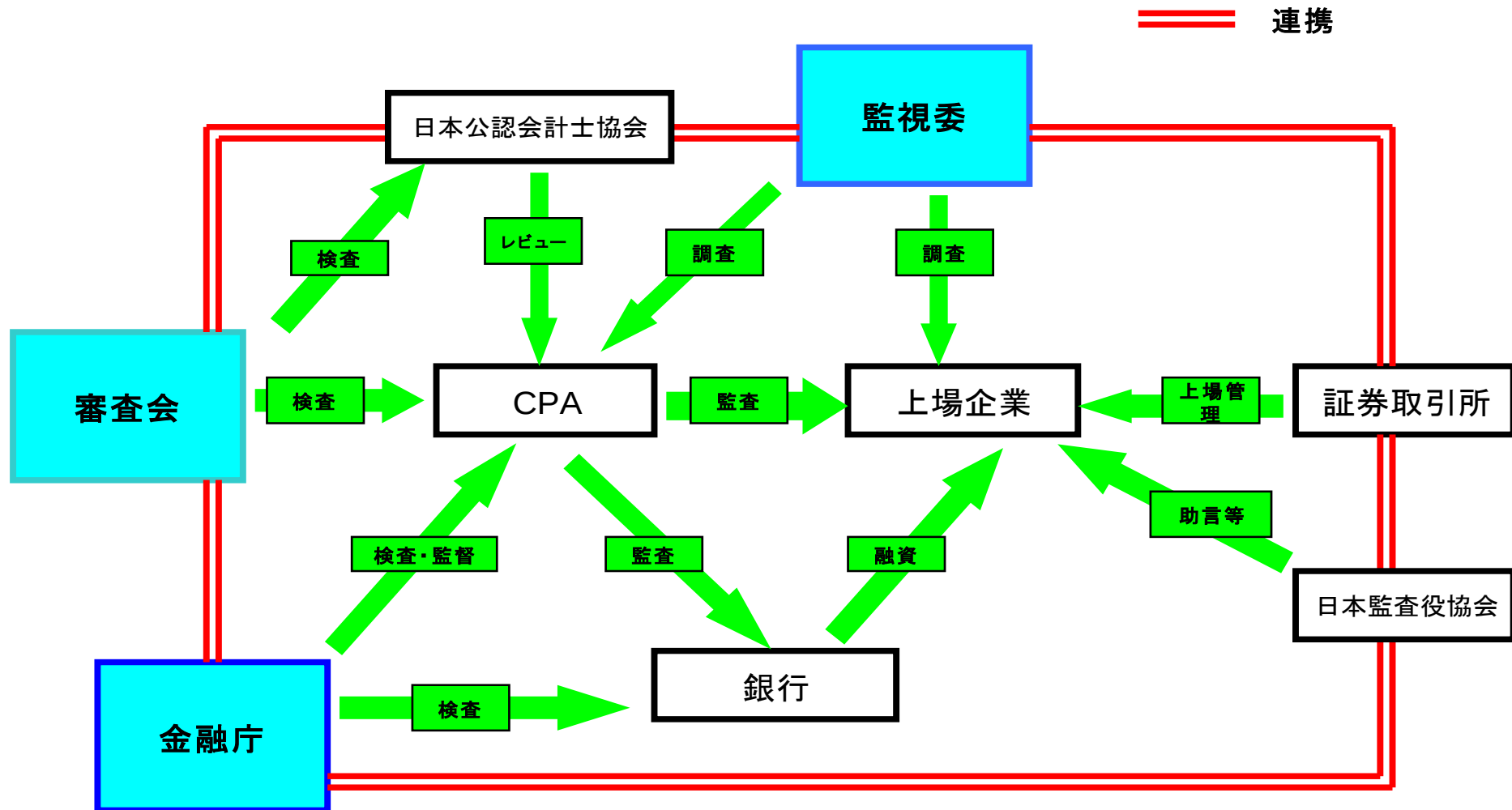
兼 検査局審議官

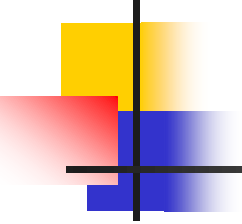
佐々木清隆



Agenda

1. 公認会計士・監査審査会の組織
2. 公認会計士・監査法人に対する審査・検査
3. 第4期基本方針・平成25年度審査・検査基本計画
4. 監査法人検査を通じてみた諸問題



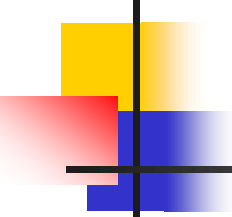


1. 公認会計士・監査審査会の組織



主な業務・権限

1. 公認会計士・監査法人及び日本公認会計士協会に対する検査等
2. 公認会計士試験の実施
3. 公認会計士・監査法人に対する金融庁による懲戒処分等の調査審議

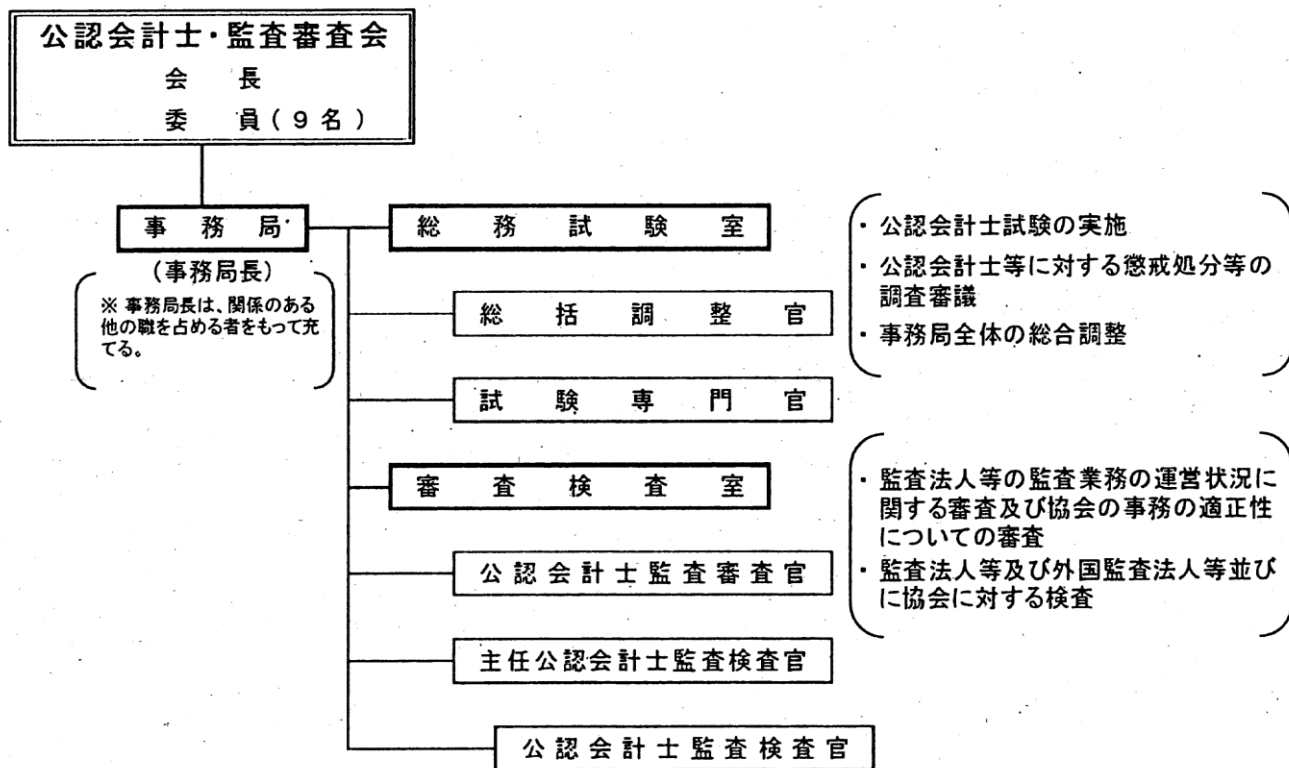


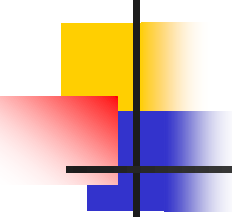
審査会の組織

平成16年4月設置。現在第4期（平成25年4月～28年3月）

- **千代田会長**
- **廣本常勤委員**
- **非常勤委員（8名）**

事務局の構成

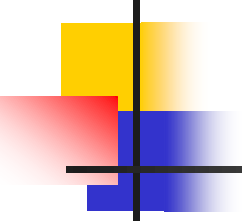




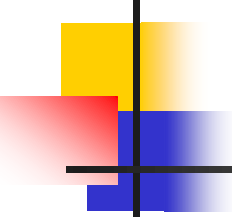
事務局の定員の推移

(単位: 人、年度末ベース)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
合 計	47	51	55	58	57	56
総務試験室	12	12	14	14	14	14
審査検査室	35	39	41	44	43	42
主任公認会計士監査検査官	4	5	5	7	7	7
公認会計士監査検査官	24	26	28	28	27	26



2. 公認会計士・監査法人 に対する審査・検査



企業の会計不正・粉飾の増加

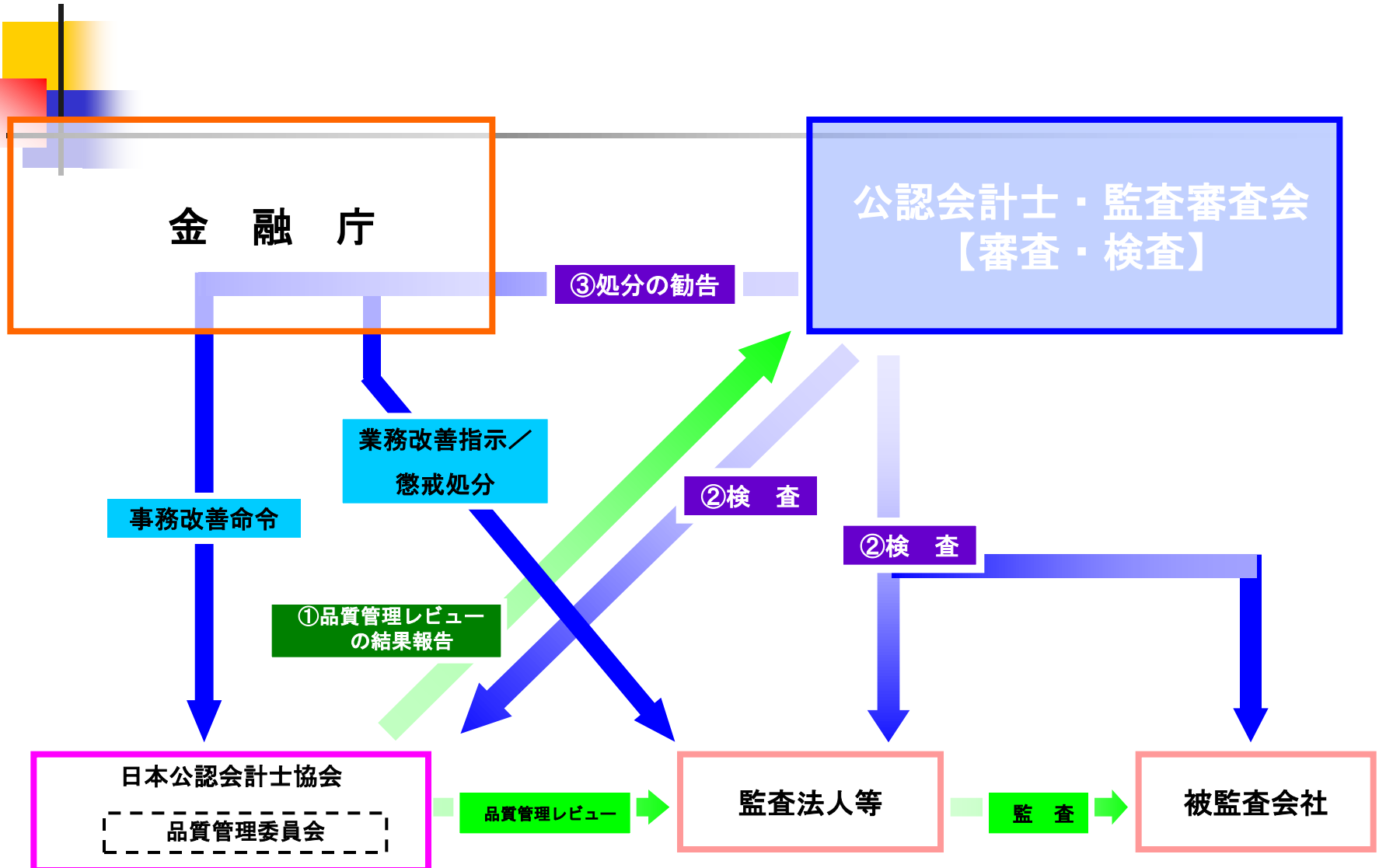
- 2001年エンロン破綻とアーサーアンダーセン問題(米国)
- 2005年カネボウ粉飾・中央青山監査法人問題(日本)
- 2006年ライブドア事件
- 伝統的な粉飾に加え、いわゆる不公正ファイナンスの増加



会計不正・粉飾と監査対応

- 監査基準の改定・強化：会計不正の予防、財務情報の信頼性強化
- 監査法人自身の審査機能：監査品質向上のための監査法人としての自己規律
- 日本公認会計士協会による品質管理レビューの導入（1999年）：自主規制機能
- 公認会計士・監査審査会の設立（2004年）：公的監視

「品質管理レビュー」に対する審査及び検査





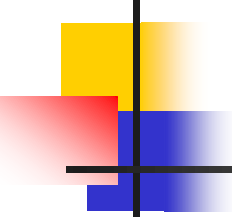
審査・検査の目的: 監査の品質確保・向上

- 日本公認会計士協会による品質管理レビュー(自主規制)を前提に、審査会による審査・検査(公的規制)が補完する二重チェック・システム
- 監査事務所における監査業務の適切性の検証
- 協会の品質管理レビューの実効性の検証



審査・検査のプロセス

1. 協会品質管理レビューの報告受理
2. 審査：協会からの報告を踏まえ、以下を確認
 - 協会品質管理レビューの運営の適切性
 - 監査事務所による監査業務の適切性
3. 立入検査：協会、個別監査事務所、その他被監査会社等
4. 金融庁長官への行政処分等の勧告



審査・検査の実施状況

■ 審査の実施状況

(平成25年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	94	140	139	131	120	83	99	86	73

(注1) 平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

(注2) 平成24年は、平成25年3月31日までにレビュー報告書を受理した件数で集計。

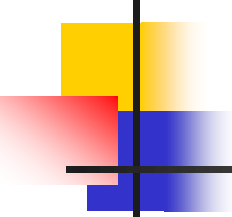
■ 検査の実施状況

(平成25年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	2	12	13	11	5	7	9	9	11

(注1) 平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

(注2) 検査は、前年度に審査を実施した先から選定のうえ実施している。



金融庁長官への勧告

- 検査を踏まえた、金融庁長官に対する行政処分等の勧告

(平成25年3月31日現在)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	4	3	5	1	1	1	2	2

(注) 平成17年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。



監査事務所検査結果事例集 (平成24年8月)

- 審査会検査における主な指摘事例の公表
- 監査事務所による自主的な取組みを期待
- 審査会としての期待水準の提示
- 上場企業取締役・監査役、投資家等市場関係者にとっての参考情報

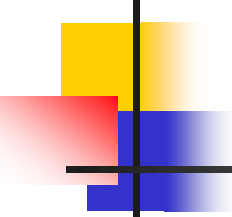


3. 第4期基本方針・ 平成25年度審査・検査基本計画



基本方針の位置付け

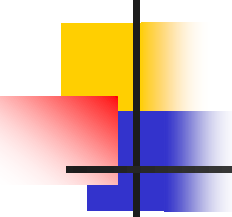
- 会長等の任期(3年間)ごとに策定。
 - 第4期(平成25年4月～28年3月)の3年間の活動の基本的なスタンス
- 審査基本計画及び検査基本計画
 - ・ 各年度ごとに策定。当該年度の具体的な取組み方針。



監査法人を巡る現状

審査会発足以来の9年間に

- 新たな諸基準の設定・適用:不正リスク対応基準、クラリティ版実務指針等
 - 監査の全体レベルは向上傾向。しかし、依然として会計不正事案が発生
 - 監査に対する国民的期待の高まり
 - 審査会としての活動実績
- 第4期として新たな飛躍の段階



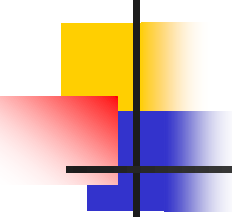
審査基本計画(1): 協会レビューの検証

- 協会レビュー報告(毎年約100件)の審査に基づく監査事務所のリスク・アセスメント: 検査、報告徴収先等の選定
- リスクアセスメントの視点
 - レビューでの指摘及び監査事務所による改善状況
 - 審査会検査実施状況(検査未実施先の優先)
 - 監査事務所に関する各種情報収集: 金融庁、証券取引等監視委員会、証券取引所等



審査基本計画(2): 重点的検証・報告徴収の活用

- リソースの制約、検査実施件数(年間10件程度)を踏まえ、オフサイトでの報告徴収の積極的活用(特に、検査未実施先)
- 協会レビューへの対応状況の確認
- 業界横断的な問題、その時々課題等(監査役と監査人のコミュニケーション、監査人の交代・引継ぎ、グループ監査等)



報告徴収の実施状況

■ 重点的検証等の実施状況

(平成25年3月31日現在)

	H22	H23	H24
件数	32	31	58

■ 検査結果通知後の報告徴収の実施状況

(平成25年3月31日現在)

	H22	H23	H24
件数	3	4	5



大手監査法人検査(1): リスクベース検査の徹底

- 2年毎の協会レビュー
- 審査会発足後、2年毎3巡目の検査
- グローバル・グループによる定期的検証
- 米国PCAOBによる検査の実施

→ **minimum standard**の品質管理の基本的問題よりも、グローバルな監査法人としての**best practice**の構築が一層重要

→ 単なる準拠性の観点からの形式的な指摘よりも、より本質的な問題の検証の必要性



大手監査法人検査(2): 重点項目

- 個別監査業務のリスクへの着目
- 法人の末端までの品質管理の定着状況;本部と地方事務所のgapの問題
- グループ監査における海外の監査人とのコミュニケーションの状況
- 経営管理を含めた業務管理体制の整備状況
- 業界横断的問題(監査役とのコミュニケーション、監査人の交代等)
- 指摘ではないが、best practiceの観点からの課題の共有



中小監査事務所検査(1): 品質管理の基本の検証

- 中小監査法人の問題:会計士5名で届出のみで法人設立可能;上場企業を監査する組織態勢としての実効性への懸念
- 監査法人の交代および新設監査法人の問題:いわゆる「駆け込み寺」監査法人
- 監査法人としての基本が不十分:ミニマム・スタンダードの観点での検証の必要性
- 不十分な職業的懐疑心等
- 場合によっては、協会の品質管理レビューを待たずに、機動的に検査を実施



中小監査事務所検査(2): 重点項目

- 中小監査事務所の体制に起因した業務運営上の問題等
- 新設監査法人における品質管理の状況
- 所属社員等の経験、能力、監査資源等の問題
- 業界横断的問題(監査役とのコミュニケーション、監査人の交代等)



協会の品質管理レビューの 機能向上に向けた取り組み

- 審査会検査の前提としての、自主規制機関である協会レビューの重要性
- 個別監査法人検査を通じた協会レビューの実効性の検証
- 検査結果を踏まえた協会及びレビューアーとの意見交換
- 協会による自主的なレビューの改善
- 審査会研修へのレビューアーの参加（初めて）



審査・検査の事後的な対応

- 検査結果通知から一定期間経過後に報告徴収を実施
- 報告徴収結果を次回の検査等に活用
- 検査結果の分析に基づく業界横断的な問題点の抽出
- 当該問題点について関係先との認識の共有、情報発信：協会、金融庁、証券取引等監視委、証券取引所、監査役協会、投資家諸団体等



4. 監査法人検査を 通じてみた諸課題



監査人と監査役のコミュニケーション (1)

1. 監査人が監査先企業における問題を把握した場合の監査役等への通報

①会社法397条

- 監査において発見した、監査役の職務遂行との関連で重要な事項(内部統制の重大な欠陥、取締役等の不正、違法行為等)の監査人と監査役のコミュニケーションの必要性



監査人と監査役のコミュニケーション (2)

②金商法193条の3

- 監査人による監査先企業における法令違反等事実の発見への対応；監査役への通知の上での当局（金融庁長官）への申し出
- 通知を受けた上場企業における適時開示のあり方
- 本条に基づく監査人→監査先企業（監査役）への通知事例は？



監査人と監査役のコミュニケーション (3)

2. 監査人の職務遂行に関する監査役と監査人のコミュニケーション

①会社計算規則127条4号

監査役は、監査人の適正な職務遂行を確保するための体制に関する事項を内容とする報告書を作成する義務。



監査人と監査役のコミュニケーション (4)

②会社計算規則131条1号、3号

監査人は、独立性、監査人の適正な職務遂行を確保する体制に関するその他の事項を、監査役に通知する義務。

(監査報告書ひな型)(抜粋)

(各監査役は)、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました



監査人と監査役のコミュニケーション

(5): 双方が不十分

- 監査役と会計監査人の不十分なコミュニケーション
 - ① 会計監査人→監査役: 説明するインセンティブの不足(監査役から聞かれなければ説明しない)「監査役は会計も監査もわからない。。。」
 - ② 監査役→会計監査人: 理解の不足、「会計監査人と何を話したらいいかわからない。。。」
- 日本監査役協会・日本公認会計士協会共同声明「企業統治の一層の充実に向けた対応について」(24年3月29日): 監査人と監査役の双方向からの積極的な連携の重要性



監査人と監査役のコミュニケーション

(6): 会社法改正案

- 監査人の選解任議案・報酬等決定権：
現行：取締役（会）
会社法改正要綱：選解任権は監査役（会）、
報酬決定権は取締役（会）
- 選解任決定の上で、会計監査人監査への
理解の必要性の高まり、会計監査人のパ
フォーマンスの評価の必要性



監査人と監査役のコミュニケーション

(7): 新たな諸基準

- **改定監査基準(2013)**

監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない

- **不正リスク対応基準(2013)**

不正による重要な虚偽の表示の疑義、経営者の関与が疑われる不正の発見→監査役等との連携

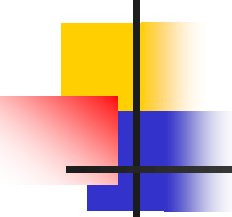


監査人と監査役のコミュニケーション

(8): 審査会検査に関して

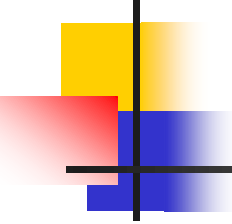
監査事務所に対する審査会検査関連情報の監査役への開示

- **審査会検査の受検の有無**
- **当該被監査会社が審査会検査対象となったか否か**
- **当該被監査会社に係る監査手続きについての指摘の有無、概要**



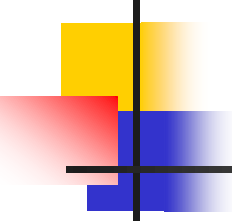
監査人の交代・引継ぎ(1)

- 実務指針900の改定:不正リスク対応基準への対応(「重要な事項」の伝達、相互確認等)
- 監査人の交代:上場企業による適時開示
- 監査法人交代の理由:大半は「任期の満了により」(適時開示)←本当か? 監査法人交代の背景、真の理由は?
- 特に、年度途中での監査法人交代;何があったのか?
- 特定の問題監査法人への交代;「不良会計士」問題



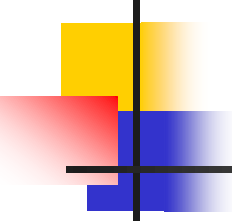
監査人の交代・引継ぎ(2)

- 融資先の監査法人交代に対する金融機関の無関心
- 信用リスク管理上、監査法人交代への関心の必要性；監査法人交代を、銀行による信用格付け見直しのトリガーとする必要：金融検査での指摘
- 金融機関の監査法人も、監査の中で見ていない事例が多数：監査法人の問題
- 同一監査法人内での監査人交代・引継ぎの管理を強化する法人も(best practice)



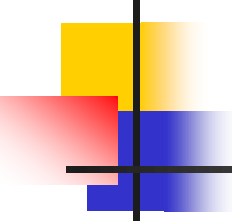
ファンド監査の問題(1)

- 国内ファンド、海外籍ファンドの悪用の問題
- ファンド監査に対する審査会検査のあり方の検討：現状ファンド監査は協会レビュー対象外
- ファンド監査の実態把握(2012春)：証券投資信託、不動産ファンド、投資事業組合等



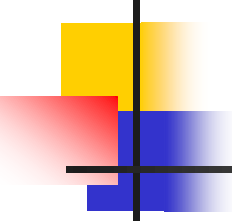
ファンド監査の問題(2)

- 大手法人、準大手、中小監査法人の間の差
- 受嘱時の監査リスクの認識；特に時価評価の入手可能性
- 監査担当者及び経験
- 監査手続及び監査基準；業種別委員会実務指針第14号及び38号
- 審査会検査・報告徴収での実態把握(2013～)



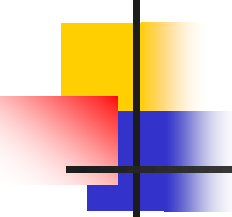
グループ監査の問題(1)

- 在外子会社における会計不正の問題
- 国内企業の海外進出の増大(進出地域及び主体の多様化): 海外における不正リスクの増大
- グループ監査の実態把握(2013~)
- 大手法人、準大手の間の差: メンバーファームの活用状況



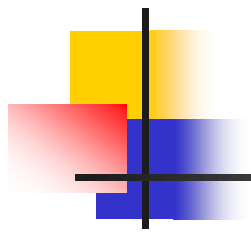
グループ監査の問題(2)

- 構成単位(海外拠点)及び構成単位の監査人に対する理解:十分か?
- リスク評価における構成単位の重要性の検討:量的重要性に加え、質的重要性
- 構成単位の監査人とのコミュニケーション; インストラクションの有効性は?
- グループ監査人の人材育成の必要性; 英語、コミュニケーション能力等



金融機関の監査

- 金融機関監査の特殊性：金融機関の自己査定等信用リスクの検証、金融検査との連携
- 金融機関監査の品質管理：地方事務所が担当する場合、本部金融監査グループの関与等（事業法人以上の課題）
- 信金、信組等共同組織金融機関の監査の問題；金融機関自体のガバナンスが弱い中での独立した外部監査の重要性
- 金融検査→金融機関―監査人←審査会検査



Thank you !

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>